

平成25年 藤枝市議会2月定例会

総務消防委員会委員長報告書

(議案審査)

平成25年3月22日

[本 会 議]

総務消防委員会に付託されました、議案3件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第46号議案「平成24年度 藤枝市一般会計補正予算（第6号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について及び、第47号議案「平成25年度 藤枝市一般会計補正予算（第1号）」のうち、本委員会に分割付託されました費目について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第48号議案「藤枝市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「条例改正に至る経過について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「条例改正をすることへの判断は、非常に熟慮してきた中で、県内自治体の状況が、改正に向けて加速度的に進んできたことや、市民感情など総合的に考慮し、やむなく苦渋の決断をしたところである。」という答弁がありました。

次に、「職員組合との協議について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「職員組合とは、事前に県内各市や国の状況などの情報提供を行い、3月7日、3月14日に事務折衝を行い、3月15日に団体交渉を行い、協定書を締結した。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、

「条例改正をできるだけ避けたいとの執行部の心情を理解しつつも、このような改悪については一貫して反対である。」という討論がありました。

次に、「退職給付の官民均衡を図る観点から、国家公務員における制度改正に準拠した改正措置を講ずるため、条例の改正を行うものである。

本市においては、これまで、国家公務員の退職手当制度の改正に準拠してきた経緯もあり、また、現下の厳しい社会情勢や財政状況を反映した、極めて厳しい措置ではあるが、議案の上程にあたり、職員組合とも十分な協議を重ね、合意を得たうえでの条例改正であり、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。